

法律家とソーシャルワーカーの交流勉強会

第5回 刑事司法と福祉支援

事件を起こしたのは貧困、障害、疾病、孤立のせいではないか？ その人が受けるべきは刑事罰なのか、福祉的支援なのか、医療なのか？ 刑事施設を出てから安定した生活を送るために何が大切なのか？ 刑事司法と福祉・医療には深いかかわりがあります。法律家や司法機関と福祉の専門職が連携する取り組みも行われるようになりました。

第1部では、刑事司法の基本的な流れと実務的なポイント、参考事例を弁護士が解説するとともに、刑事司法に関係する支援経験のあるソーシャルワーカーが事例報告・話題提供をします。

第2部はグループに分かれて法律家と福祉専門職が意見交換し、ともに考えを深めます。

報告：荒木晋之介さん（弁護士）、山田真紀子さん（大阪府地域生活定着支援センター）ほか

※おことわり：具体的な事例を扱う場合があるため、参加は、主催協会会員および法律家、ソーシャルワーカーに限らせていただきます。

記

日時：2018年2月10日（土）13時～16時半（12時半より受付開始）

場所：大阪弁護士会館2階201・202（大阪市北区西天満1丁目12-5 アクセスは下図）

申込先：大阪精神保健福祉士協会 事務局 TEL/FAX：06-6764-7839

〒542-0012 大阪府中央区谷町7丁目4-15 大阪府社会福祉会館内

申込方法：裏面の「申込用紙」に、参加希望者のお名前・所属（勤務先）・連絡先（住所・電話番号）・所属団体等を明記のうえ、上記宛にファクスにてお送りください

申込期間：2018年1月10日（水）～1月29日（月）到着分まで（期間厳守）

定員：130名（受付期間内 ファクス先着順 応募者多数の場合調整あり）

参加費：無料

注意事項：申し込みはファクスのみ受け付けます／申込期間外に届いた申し込みは無効とします／

問い合わせは、事務局スタッフのいる火・木・土の10～13時のみ

参加者への連絡：定員超過で参加をお断りする場合のみ、ご連絡します。連絡がなければ直接、会場へおこしてください。

懇親会：交流会終了後、会場周辺にて開催予定です。参加費3,000～4,000円程度。詳細は当日。

★一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

【対象】原則、首がすわっている乳児～未就学児

【時間】行事開始15分前から終了15分後まで

※一時保育を希望される方は、1月31日（水）までに大阪弁護士会委員会部人権課中川までお電話ください（06-6364-1227）。申込書を送付します。申込書の提出をもって申込が完了します。申込人数により、お断りさせていただくこともあるので、ご了承ください。

主催：大阪弁護士会 大阪精神保健福祉士協会

大阪社会福祉士会 大阪医療ソーシャルワーカー協会



会場アクセス

F A X 0 6 — 6 7 6 4 — 7 8 3 9

発信前に再度チェックを！

大阪精神保健福祉士協会 行 (必要事項を明瞭に記入し、このまま送信してください)

第5回 SL 交流勉強会「刑事司法と福祉支援」 申込用紙

お名前(フリガナ)	
所属(勤務先):	
連絡先(□自宅 □勤務先) 電話番号:	
住所:	
所属団体	<input type="checkbox"/> 大阪弁護士会 <input type="checkbox"/> 大阪社会福祉士会 <input type="checkbox"/> 大阪医療ソーシャルワーカー協会 <input type="checkbox"/> 大阪精神保健福祉士協会
□その他	<input type="checkbox"/> 大阪ソーシャルワーカー協会 <input type="checkbox"/> 大阪司法書士会 <input type="checkbox"/> 福祉分野の公務員 <input type="checkbox"/> 上記以外 ()
<small>(具体的な事例を扱うことがあるため、参加は主催協会会員および法律家・ソーシャルワーカーに限ります)</small>	
懇親会:	参加するつもり ※ 会場予約のための予備調査です。 参加希望の方は○印をつけてください。 当日、改めてご案内します。当日参加も可です。
【通信欄】	* 会場内の移動・受講上で配慮を要することなどあればご記入ください

注) 上記の個人情報は、第5回交流勉強会の運営のみに使用します。

【主催者使用欄】

受付 = 月 日 受講 = 可 / 否 → 否の連絡 = 月 日